

倉吉市浄化槽設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市浄化槽設置事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上の機能を有し、かつ、放流水のBODが1リットル当たり20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するもので、全国浄化槽推進市町村協議会で登録されたものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条により浄化槽とみなされるものをいう。
- (3) 単独転換 既存の専用住宅において同一敷地内に設置されている単独処理浄化槽又はくみ取り槽（以下「単独処理浄化槽等」という。）を合併処理浄化槽（浄化槽であつて、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）が適用されるものをいう。）に設置替えすることをいう。
- (4) 宅内配管工事 浄化槽への流入管（便所、台所、風呂等からの排水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事をいう。

(交付目的)

第3条 補助金は、浄化槽の設置を促進し、もって生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的として交付する。

(補助対象区域)

第4条 補助金の交付の対象となる区域は、本市の区域のうち次に掲げる区域とする。

- (1) 公共下水道及び集落排水施設（以下「公共下水道等」という。）の排水区域以外の区域
- (2) 前号以外の区域のうち、公共下水道等の整備が特に困難であると市長が認める区域

(補助金の交付)

第5条 市は、前条の規定による補助対象区域内において、既存の住宅（延床面積の2分の1以上が居住のために使用される併用住宅を含む。）に処理対象人員が50人以下の浄化槽の設置（以下「補助事業」という。）を新たに行う者（販売の目的で浄化槽付きの住宅を建築する者及び住宅を借りている者で、当該住宅に浄化槽を設置することについて貸主の承諾が得られない者を除く。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げる経費と

する。

- (1) 浄化槽の本体購入費及び設置工事に要する経費（流入、放流に係る管きょ及びま
すに係る費用を除く。）
- (2) 浄化槽本体に係る荷重対策及び凍結防止対策に必要な工事に要する経費
- (3) 単独転換に伴う宅内配管工事に要する経費
- (4) 単独転換に伴う単独処理浄化槽等を撤去するために要する経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条第2項第1号及び第2号に掲げる経費の合計額と、別表に定
める補助限度額のいずれか小さい方の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業において前条第2項第3号又は第4号に掲げる経
費を伴う場合は、次の各号に掲げる経費の区分に応じて、当該各号に定める額を限度と
して、これに要する経費を前項の補助金の額に加算する。

- (1) 単独転換に伴う宅内配管工事を実施する場合（既存の住宅等の建替えを伴う場合
を除く。） 33万円
- (2) 単独転換に伴って単独処理浄化槽等を撤去する場合 次に掲げる撤去する単独
浄化槽等の区分に応じて当該区分に定める額
 - ア 単独浄化槽 15万円
 - イ くみ取り槽 12万円

3 前2項の規定にかかわらず、災害により必要となった住宅の建替えに伴い浄化槽を設
置する場合又は災害による故障のためあらためて浄化槽を設置する場合の補助限度額、
加算額その他の補助金の額は、別に定める。

(交付申請の時期等)

第7条 補助金の交付申請は、補助事業に係わる工事に着手しようとする前までに行わな
なければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様
式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなけれ
ばならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届書の写し又は建築確認済証の写し
- (2) 浄化槽設置費の見積書の写し
- (3) 設置場所の位置図
- (4) 浄化槽の配置配管図
- (5) 住宅を借りている者は、当該住宅に浄化槽を設置することについての貸主の承諾
書
- (6) 全国浄化槽推進市町村協議会の登録書の写し
- (7) 登録浄化槽管理票（C票）
- (8) 工事監督が浄化槽設備士であることを証する書類の写し
- (9) 現況の配置図、排水系統図、写真及び転換費用の見積書の写し

- (10) 配管工事費用の見積書の写し
 - (11) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定の時期等)

第8条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から10日以内に、倉吉市浄化槽設置事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(完了届の時期等)

第9条 規則第15条第1項の届出は、補助事業の完了の日から速やかに行わなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 補助事業の完了、中止又は廃止の日から10日を経過する日
- (2) 交付決定を受けた年度の末日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 規則第17条第1項の報告書には、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事請求書の写し又は領収書の写し
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助金の交付を受ける者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (3) 浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項の規定による水質検査の依頼書の写し
- (4) 宅内の生活排水が接続されていることが確認出来る写真
- (5) 単独処理浄化槽等の処分に関する産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び浄化槽使用廃止届出書の写し並びにこれらの撤去前、撤去中及び撤去後の写真。
- (6) その他市長が必要と認める書類

(財産の処分制限)

第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は7年とする。ただし、補助事業を行った住宅の所在地が公共下水道等の処理区域内又は排水区域内となり、当該住宅において污水管を公共下水道等に連結する場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助事業から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに交付決定を受けている補助金については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

人槽区分	補助限度額
5人槽	623,000円
6～7人槽	713,000円
8～50人槽	1,001,000円

様式第1号（第7条、第10条関係）

倉吉市浄化槽設置事業計画（報告）書

浄化槽の型式	名 称
	認定番号
浄化槽の人槽	人 槽
着工（予定）年月日	年 月 日
完了（予定）年月日	年 月 日

様式第2号（第7条、第10条関係）

倉吉市浄化槽設置事業収支予算（決算）書

収 入

区 分	金 額
補助金の額	円
自己資金	円
その他	円

支 出

区 分	金 額
工事（予定）金額	円

第 年 月 日
号

様

倉吉市長

印

倉吉市浄化槽設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、倉吉市浄化槽設置事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、倉吉市補助金等交付規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる経費は、年 月 日付けをもって申請のあった倉吉市浄化槽設置事業補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。
補助金の額 円
- 3 補助金の交付を受ける者は、倉吉市補助金等交付規則及び倉吉市浄化槽設置事業補助金交付要綱の定めるところに従わなければならない。
- 4 補助事業により浄化槽を設置した者は、その浄化槽を廃止するまで、浄化槽法（昭和58年法律第43号。）第7条第1項、第10条第1項及び第11条第1項に定めるところにより、保守点検及び清掃並びに指定検査機関の行う検査を受けなければならない。
- 5 補助事業により浄化槽を設置した者は、上記4の検査に係る指定検査機関への申込書又は契約書及び検査結果報告書を3年間保存しなければならない。